特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
15	住登外宛名情報管理に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、住登外宛名情報管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

古平町長

公表日

令和7年10月10日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	E取り扱う事務				
①事務の名称	住登外宛名情報管理に関する事務				
②事務の概要	住民基本台帳の住民ではない者(住登外者)について、住登外者を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番及び管理する機能(住登外者宛名番号管理機能)を用いて、各業務システムにおける事務遂行上必要な宛名情報を管理する事務を行う。 (1) 当庁で一意に特定する住登外者宛名番号を付番する。 (2) 住登外者宛名番号に紐づく宛名情報の登録及び変更を行う。				
③システムの名称	統合宛名システム				
2. 特定個人情報ファイル名	ž				
住登外者宛名情報管理ファイル	L				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第 9条第2項に基づく古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用に関する条例				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠					
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	総務課電算システム係				
②所属長の役職名	総務課長				
6. 他の評価実施機関					
町民課、保健福祉課、教育委員	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求				
請求先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835				
8. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ				
連絡先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835				
9. 規則第9条第2項の適用	目 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		茜]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
		令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 施機関については、それ] uぞれ重点項目評価 [:]		及び重点項目評価書 及び全項目評価書	
されている。					
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワーク	システムを通じた。	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であん	ర్]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であっ	శ్]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であん	3]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを道	重じた提供を除く。)	[O]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 十分である 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人でのダブルチェックを行い、リスク対策を行っている。			
9. 監査				
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査			
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと表	まえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている			
判断の根拠	・特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権を必要に応じて付与・解除している。・事務取扱者への研修、セキュリティ研修を毎年実施している。			

変更箇所

次文四/		本事故の記書	本事後の記載	48 Hunt Wa	+日 Junt #97-12 7 54-00
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月3日	新規作成、標準化・共通化・ ガバメントクラウド対応				